

全ての子どもは、その一人ひとりがかげがえのない存在であり、社会全体でその健やかな成長を支援しなければなりません。

いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものです。次代を担う子どもたちが、一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが、全ての者に求められている責務であります。

一方、子どもたちは、自分を大切にするとともに、他者を思いやり、良好な関係を築くとともに、いじめを絶対に許さない勇気をもって明るい学校生活づくりに努めなければなりません。

私たちは、いじめをなくし、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができるまちな実現を目指して、ここに、立川市子どものいじめ防止条例を制定します。

【趣旨】

・国においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が平成25年9月28日から施行されています。この立川市子どものいじめ防止条例は、立川市としてこの法律をどのように具現化していくかを示すものです。この前文は、条例制定の目的や精神を明確にするために設けたものです。

【解説】

・全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会全体で子どもの健やかな成長を支援していくものであるとの前提の下、子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが全ての者に求められる責務である明示しています。

・いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものであり、子どもたちには、自分を大切にするとともに、他者を思いやり良好な関係を築くだけでなく、いじめを絶対に許さない勇気をもって行動することを求めています。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、及び学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

【趣旨】

- ・本条は、本条例の制定目的を規定するものです。

【解説】

- ・この条例は、国のいじめ防止対策推進法を基本としています。

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。立川市においては、一人一人の子どもの尊厳を保持するため、いじめの防止に係る基本理念（本条例第3条）を定めるとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本的な方針や施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的として定めています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった子どもが精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。
- (2) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止の対象と認めることが適当であるものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
- (5) 市立学校 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (6) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学している者又は市内において公益的な活動を行う個人をいう。
- (7) 事業者等 市内において事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察署、児童相談所その他の子どものいじめに関係する機関及び団体をいう。

【趣旨】

・本条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めたものです。

【解説】

(第1号) いじめ

・いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条第1項^{*1}に掲げられていることを基に定めています。

*1 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

(第2号) 子ども

・子どもとは、小学校就学の始期から18歳未満の者を指します。児童福祉法第4条第1項*²において、小学校就学の始期から18歳未満の者を少年としていることから、本条例では18歳未満を「子ども」として設定しました。

・これらの者と等しくいじめの防止の対象と認めることが適当であると認められるものとは、18歳未満の者と同等の権利を有すると認められる者を意味しています。本内容については、年齢で区切ることができない場合があると考えられるため、次のような事例については、対象とすることを表すためにこのような表記としました。

○18歳の誕生日を過ぎた者で、継続して児童福祉施設・教育施設等を利用している者。

○18歳の誕生日を過ぎた者で、発達障害などにより18歳未満の者と同等の対応が必要であると考えられる者。

* 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項

この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 1 乳児 満1歳に満たない者
- 2 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 3 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

(第3号) 保護者

・保護者とは、児童福祉法第6条*³で規定する内容を掲げています。また、児童福祉法第6条の4*⁴で規定する里親その他血縁関係の有無に関わりなく、現に子どもを養育する者も指しています。

・その他の者とは、親に代わる立場を法的に認められた者。児童養護施設の長などを指します。

* 3 児童福祉法第6条

この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

* 4 児童福祉法第6条の4

この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育する者であつて、養子縁組によって養親となることを希望するものそ

他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第 27 条第 1 項第 3 号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

(第 4 号) 学校

・学校とは、学校教育法第 1 条*⁵で規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）としています。

* 5 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）とする。

(第 5 号) 市立学校

・市立学校とは、立川市立学校設置条例第 2 条別表*⁶に掲げられている小学校・中学校を指します。

* 6 立川市立学校設置条例（平成 15 年条例第 28 号）第 2 条別表

立川市立第一小学校	立川市柴崎町 2 丁目 20 番 3 号
立川市立第二小学校	立川市曙町 3 丁目 23 番 1 号
立川市立第三小学校	立川市錦町 3 丁目 4 番 1 号
立川市立第四小学校	立川市富士見町 4 丁目 4 番 1 号
立川市立第五小学校	立川市高松町 1 丁目 12 番 25 号
立川市立第六小学校	立川市羽衣町 2 丁目 29 番 22 号
立川市立第七小学校	立川市錦町 5 丁目 6 番 43 号
立川市立第八小学校	立川市幸町 2 丁目 1 番地の 1
立川市立第九小学校	立川市上砂町 2 丁目 18 番地の 1
立川市立第十小学校	立川市柏町 1 丁目 31 番地の 1
立川市立けやき台小学校	立川市若葉町 1 丁目 13 番地の 1
立川市立西砂小学校	立川市西砂町 2 丁目 34 番地の 2
立川市立南砂小学校	立川市栄町 2 丁目 2 番地の 1
立川市立若葉小学校	立川市若葉町 4 丁目 24 番地の 1

立川市立幸小学校	立川市幸町5丁目68番地の1
立川市立松中小学校	立川市一番町5丁目8番地の5
立川市立大山小学校	立川市上砂町1丁目5番地の33
立川市立柏小学校	立川市柏町4丁目8番地の4
立川市立上砂川小学校	立川市上砂町5丁目12番地の2
立川市立新生小学校	立川市富士見町6丁目69番1号
立川市立立川第一中学校	立川市柴崎町1丁目3番4号
立川市立立川第二中学校	立川市曙町3丁目29番46号
立川市立立川第三中学校	立川市羽衣町3丁目25番6号
立川市立立川第四中学校	立川市幸町5丁目49番地の1
立川市立立川第五中学校	立川市上砂町3丁目27番地の1
立川市立立川第六中学校	立川市泉町786番地の16
立川市立立川第七中学校	立川市西砂町6丁目28番地の3
立川市立立川第八中学校	立川市富士見町7丁目24番1号
立川市立立川第九中学校	立川市若葉町3丁目19番地の5

(第6号) 市民

・市民とは、次に掲げる人を言います。

○市内に住む個人

○市内の事業所等に勤務する個人

○市内の学校等に在学する個人

○市内で利益追求を目的としない組織を通して直接に社会福祉や文化の向上を目指す社会的活動を行う個人

ただし、条例の適用の範囲は、立川市内に限られます。

・事業所等とは、一定の目的をもとに継続的に事業を行う場所であり、事業本来の作業場、事業所又は施設を指します。

(第7号) 事業者等

・事業者等とは、市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体の管理者及び職員を指しま

す。

(第8号) 関係機関等

- ・ 関係機関等とは、警察及び都立児童相談所、立川市子ども家庭支援センター等の子どものいじめ等の問題に関係する機関及び団体を指します。
- ・ その他とは、裁判所や学校問題サポートチームなどが考えられます。

(基本理念)

第3条 市、学校、保護者、市民及び事業者等は、いじめが全ての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し、及び学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会を実現するため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止に取り組まなければならない。

【趣旨】

- ・本条は、本条例におけるいじめの防止に係る基本理念を明らかにしたものです。

【解説】

- ・基本理念とは、条例全体の根幹をなす最も基本的な考え方です。
- ・いじめが全ての子どもに関する問題であるとは、子どもといじめの関係を「いじめを受ける」「いじめを行う」「いじめをはやしたてる」「いじめを傍観する」の4つと捉え、いじめの行うはもとより、いじめの観衆・傍観についても、いじめの問題であることを示しています。
- ・いじめが全ての子どもに起こりうるとの認識に立って、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりを進めるために、学校や保護者だけでなく、市、市民及び事業者等、社会全体で協力し、取り組む必要があることを示しています。
- ・子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境とは、次に掲げることが考えられます。

○子どもの気持ちに寄り添い、その変化を敏感に察知できる大人が近くにいる環境

○子どもが悩んでいるときにすぐに相談できる人や機関が存在する環境

○子どもの過ちを見過ごさず、正しい道を示すことができる環境

○子どもが家庭、学校、地域社会において、帰属意識をもって生活できる居場所がある環境

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、学校、保護者、市民、事業者等及び関係機関等と協力し、子どもをいじめから守るために必要な施策を講じなければならない。

【趣旨】

- ・本条は、いじめの防止のために市が行う責務について明らかにしたものです。

【解説】

- ・市は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、学校、保護者、市民、事業者等及び関係機関等と協力し、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を行っていく責務があることを示しています。
- ・必要な施策とは、本条例第10条から第15条に掲げるそれぞれの取組を指します。

(市立学校の責務)

第5条 市立学校は、基本理念に基づき、市、学校、保護者、市民、事業者等及び関係機関等と連携していじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する取組を推進しなければならない。

2 市立学校は、いじめの防止等に組織的に取り組むため、校内における体制を整えるとともに、子どもが安心して相談できる環境を整えなければならない。

【趣旨】

・本条は、いじめの防止のために市立学校が行う責務について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

・市立学校は、市、学校、保護者、市民、事業者等及び関係機関等と連携して、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する取組を行うことを責務として定めたものです。

(第2項)

・市立学校は、いじめは決して許されない行為であるとともに、いじめは誰にでも起こりうるものであるとの認識をもっていじめの防止等に取り組むことが大切です。

・市立学校は、いじめの防止等に組織的に取り組むために、校内体制を整え、子どもが安心して相談できる環境を整えなければならないことを求めています。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念に基づき、子どもの成長及び発達に応じて適切な支援を行うとともに、子どもの心情を理解しながら、子どもが心身ともに安心して過ごせるよう努めるものとする。

2 保護者は、いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び市立学校が行ういじめの防止等に関する取組に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

・本条は、いじめの防止のために保護者が行う役割について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

・保護者は、子どもの成長及び発達に応じて適切な支援を行うとともに、子どもの心情を理解しながら、心身ともに、安心して、安定して過ごせるよう愛情をもって育むことに努めることを求めています。

(第2項)

・保護者は、本条例第3条に掲げる基本理念を十分に理解した上で、子どもに対し、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させるよう努めることを求めています。

(第3項)

・保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等に関する取組に対し、協力するよう努めることを求めています。

・市及び市立学校が行ういじめの防止等に関する取組とは、本条例12条に掲げる取組を指します。

(市民及び事業者等の役割)

第7条 市民及び事業者等は、基本理念に基づき、地域において子どもに対する見守り等を行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見した場合は、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

・本条は、いじめを防止する環境をつくるために、市民及び事業者等の協力も重要であることから、市民及び事業者等の役割について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

・市民及び事業者等は、地域における子どもの見守りや声かけを地域で連携して行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めることを求めています。

・具体的には、子どもの登下校時の見守りや挨拶、地域の催し物の際の関わりなどが考えられます。これは、新たな取組を求めるものではなく、これまで行われている地域の見守り活動や登下校時の安全確認、子どもたちへのあいさつや声かけを、今後も継続していくとともに、これらの活動や取組に協力することを求めています。

(第2項)

・市民及び事業者等は、いじめを発見したときは、速やかに市や当該学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めることを求めています。

・学校とは、子どもが在籍する学校を指します。ただし、在籍校が不明な場合は、市や関係機関等に情報を提供することになります。

(財政上の措置)

第8条 市は、いじめの防止及び解決のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

【趣旨】

・本条は、いじめを防止するための施策を推進するために、必要な財政上の措置を講じるよう努めることを明らかにしたものです。

【解説】

・いじめの防止または解決するための施策とは、本条例第10条から第15条に掲げるもののうち、次のものが考えられます。

○本条例第10条に掲げる立川市いじめ防止対策審議会の設置に係る施策

○本条例第11条に掲げる立川市いじめ問題調査委員会の設置に係る施策

○本条例第12条に掲げるいじめの防止等に係る施策

○本条例第13条に掲げる人材の確保及び資質の向上に係る施策

○本条例第14条に掲げる相談体制の整備に係る施策

○本条例第15条に掲げる広報及び啓発に係る施策

(いじめ防止基本方針の策定等)

第9条 市は、法第12条の規定により立川市いじめ防止基本方針策定するとともに、必要に応じて見直しを行わなければならない。

2 市立学校は、法第13条の規定により学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、必要に応じて見直しを行わなければならない。

【趣旨】

・本条は、いじめ防止対策推進法第12条*7・第13条*8の規定に基づき、市及び市立学校がいじめ防止基本方針を策定することを定めたものです。

【解説】

(第1項)

・市は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、市が市基本方針を策定することを示しています。

・市基本方針の見直しについては、都の地方いじめ防止基本方針の改訂に合わせ、内容を参酌して行うことを示しています。

*7 いじめ防止対策推進法第12条(地方いじめ防止基本方針)

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(第2項)

・市立学校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、市立学校が学校基本方針を策定することを示しています。

・学校基本方針の見直しについては、市いじめ基本方針の改訂に合わせ、内容を参酌して行うことを示しています。

*8 いじめ防止対策推進法第13条(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(立川市いじめ防止対策審議会の設置)

第10条 立川市教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等について検証を行うとともに、法第28条第1項に規定する重大事態の調査を行うため、法第14条第3項に規定する附属機関として立川市いじめ防止対策審議会を置く。

【趣旨】

・本条は、いじめ防止対策推進法第14条第3項*⁹に基づき、立川市教育委員会の附属機関として、立川市いじめ防止対策審議会を置くことを明らかにしたものです。

【解説】

・立川市教育委員会の附属機関として、立川市いじめ防止対策審議会を置き、市立学校におけるいじめの防止等に関する実態把握や施策及び取組について検証を行うとともに、重大事態が発生した場合は当該事案について調査を行うことを示しています。

・審議会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等により構成し、公平・中立な立場でいじめの防止等に関する施策及び取組等の検証とともに、重大事態の調査を行っていきます。

***9 いじめ防止対策推進法第14条第3項（いじめ問題対策連絡協議会）**

前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(立川市いじめ問題調査委員会の設置)

第11条 市長は、法第30条第2項に規定する調査を行うため、附属機関として立川市いじめ問題調査委員会を置くことができる。

【趣旨】

・本条は、いじめ防止対策推進法第30条第2項^{*10}に基づき、立川市長の附属機関として、立川市いじめ問題調査委員会を置くことを明らかにしたものです。

【解説】

・第10条に規定する審議会が行った重大事態に関する調査に対して、再調査又は同種の事態の発生の防止を図る必要がある場合は、立川市長の附属機関として、立川市いじめ問題調査委員会を置き、再調査を行うことを示しています。

*10 いじめ防止対策推進法第30条第2項（公立学校に係る対処）

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(いじめの防止等)

第12条 市は、いじめの防止等を行うため、次の各号に掲げる取組を推進しなければならない。

- (1) 子どもたち一人ひとりが、いじめを許容しない認識をもち、いじめをなくすために主体的に行動する力を育成する取組
- (2) 市立学校におけるいじめの実態を把握する取組
- (3) 心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者（以下「専門的知識を有する者」という。）を市立学校へ派遣し、いじめの相談及び対処を支援する取組
- (4) その他市が必要と認める取組

2 市は、前項第2号の規定によるいじめの実態を把握する取組を実施したときは、その結果を第10条に規定する立川市いじめ防止対策審議会に報告するものとする。この場合において、市は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

3 市立学校は、いじめを認知したときは、必要に応じて市及び関係機関等と連携し、いじめの解消を図るとともに、専門的知識を有する者を活用し、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びに当該子どもの家庭に対し、必要な支援、指導、助言その他のいじめの防止等のための対策を講ずるように努めなければならない。

【趣旨】

・本条は、いじめの防止等を行うために、取り組むべき事柄について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項 第1号)

・いじめの未然防止を図るには、子どもたちに人権尊重の精神を育むことが重要です。市としては、人権教育を一層推進するために、道徳の時間の充実やふれあい月間及びいじめ解消・暴力根絶旬間の取組を通して、子どもたちにいじめを許容しない強い意志を育むとともに、いじめをなくすために自ら行動する力を身に付けさせることを示しています。

(第1項 第2号)

・市立学校に在籍する子どもに対して、定期的の実態調査を実施することを示しています。具体的には、学期に1回実施するふれあい月間の中で調査を実施していきます。

(第1項 第3号)

・専門的知識をもつ臨床心理士、スクールソーシャルワーカー及び弁護士を市立学校の要請に応じて派遣し、スクールカウンセラーと連携して、いじめの相談や対処を支援していくことを示しています。

(第1項 第4号)

・その他市が認める事業とは、次に掲げるものが考えられます。

- いじめ防止に関する研修会
- いじめ防止に関する講演会
- いじめ解消・暴力根絶旬間の取組
- いじめの悩み相談レターの取組

(第2項)

・いじめの実態調査を行った際は、市は、本条例第10条に規定する立川市いじめ防止対策審議会への報告を行うことが示されています。ただし、報告に当たっては、個人情報の保護について最大限の配慮を行うことを定めています。

(第3項)

・市立学校は、いじめを認知した場合、いじめの状況に応じて市及び関係機関等と連携を図りながら、いじめの解消に取り組まなければならないことを定めています。さらに、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその保護者に対して、専門的知識を有する者を活用しながら、必要な支援策を講ずることに努めなければならないことを定めています。

(人材の確保及び資質の向上)

第13条 市は、市立学校その他関係機関に対し、前条第1項各号に掲げる取組を推進するため、人材の確保等必要な措置を講じなければならない。

2 市は、職員に対し、いじめの防止に関する教育及び研修を行うなど、いじめの防止等を図るため、必要な施策について周知及び啓発に努めなければならない。

3 市は、市立学校が推進するいじめの防止等に関する取組について必要な調査及び検証を行い、その結果等を市立学校間で共有し、それぞれの市立学校で行われる取組の充実が図られるよう努めなければならない。

【趣旨】

・本条は、市が、いじめの防止等に係る取組を推進するために、人材の確保及び資質の向上に努めることを明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

・市は、本条例12条第1項に掲げるいじめをなくすために主体的に行動する子どもの育成、市立学校におけるいじめの実態把握、市立学校への専門的知識を有する者の派遣等を行うために、人材の確保等に努めることを示しています。

(第2項)

・市は、職員に対して、いじめの防止に関する教育及び研修を計画的に実施するとともに、本条例の周知及び啓発に努めることを示しています。

・職員とは、正規職員に加え、嘱託職員、臨時職員も指します。

(第3項)

・市は、各市立学校が推進するいじめの防止等に関する取組について調査及び検証を行い、実態の把握に努めることを示しています。また、市は、調査結果及びいじめの防止等の取組について、市立学校間で共有し、各市立学校におけるいじめの防止等に向けた取組の充実が図られるように努めることを示しています。

(相談体制の整備)

第14条 市は、いじめを早期に発見し、及び対処するため、子ども、保護者、市民及び事業者等が相談し、又は連絡することができる体制を整備し、これを周知しなければならない。

2 市立学校は、いじめを早期に発見し、及び対処するため、専門的知識を有する者を活用し、子どもの状況を把握するとともに、子ども及び保護者が相談できる体制を整備しなければならない。

【趣旨】

・本条は、市及び市立学校が子ども、保護者、市民及び事業者等がいじめについて相談又は連絡できる体制の整備及び周知を行う必要があることを明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

・市は、いじめの発見及び対処について、早期から対応できるようにするために、子ども、保護者、市民及び事業者等が相談又は連絡できる体制を整えるとともに、その周知しなければならないことを定めています。

・具体的な機関としては、次に掲げるものが考えられます。

○教育委員会

○教育相談室

○子ども家庭支援センター

・具体的な周知方法としては、次に掲げるものが考えられます。

○市報、市ホームページ

○市発行の冊子又はリーフレット

(第2項)

・市立学校は、いじめの発見及び対処について、早期から対応できるようにするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理及び福祉・法律に関する専門知識を有する者を活用し、子どもの状況を的確に把握するとともに、子ども及び保護者が相談できる体制を整えなければならないことを定めています。

(広報及び啓発)

第15条 市は、子ども、保護者、市民及び事業者等に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発活動を行わなければならない。

【趣旨】

・本条は、市が、いじめの防止等に関する必要な広報及び啓発を行う必要があることを明らかにしたものです。

【解説】

・市が、子ども、保護者、市民及び事業者等に対し、いじめの防止等に向けた施策や取組等について必要な広報及び啓発を行うことにより、市全体でいじめを許さない環境を整えていくことを目指しています。

・必要な広報及び啓発とは、次に掲げるものが考えられます。

○市報、市ホームページ

○学校便り、学校ホームページ

○研修会、講演会

(個人情報の取扱い)

第16条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

【趣旨】

・本条は、本条例の施行に当たって、取り扱う情報が個人情報に密接に関係することから、個人情報の取扱いについて定めたものです。

【解説】

(第1項)

・市は、本条例の施行に当たり、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期さなければならないことを明らかにしています。具体的には、立川市個人情報保護条例（平成23年条例第28号）にのっとり、情報の管理を行うこととなります。

(第2項)

・いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない守秘義務を負うことを定めたものです。なお、通報、相談等に関係した時点で、守秘義務を伴う関係者として扱われることとなります。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

- ・本条は、本条例の施行について必要な事項は、別に定めることを明らかにしたものです。

【解説】

- ・本条例の施行について必要な事項は、立川市子どものいじめ防止規則で定めることを示しています。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

【趣旨】

- ・本附則は、本条例の施行日について明らかにしたものです。

【解説】

・本条例の施行については、公布の日から6月以内に立川市子どものいじめ防止規則で定めることを示しています。施行の日を公布の日から6月以内としたのは、本条例の周知を図るとともに、本条例第9条に定める市及び市立学校におけるいじめ防止に係る基本方針を策定する期間とするためのものです。